

咽頭結膜熱警報の発令について

令和6年(2024年)1月25日(木)15:00

北海道釧路総合振興局保健環境部

保健行政室(釧路保健所)

TEL 0154-65-5823 FAX 0154-65-5352

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第3週(令和6年1月15日～令和6年1月21日)において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、咽頭結膜熱警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数(第3週速報値)

区分	釧路保健所	全道	全国
定点医療機関の受診患者総数	23人	464人	4,001人
1 定点医療機関あたり患者数	3.29人	3.34人	1.28人

2 咽頭結膜熱とは

アデノウイルスによる感染症で、プールを介して感染する場合は、ウイルスが含まれた水が結膜に直接侵入して感染し、集団での発生が見られることからプール熱とも言われます。患者の使用したタオルの共用や手指を介した接触感染、飛沫感染でも発症します。

咽頭結膜熱は、発熱で発症し、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭痛、結膜の充血、目の痛みや涙が流れる、光がまぶしく感じる、眼脂(目やに)等の症状が3～5日続きます。これらの眼の症状は一般的に、片眼から始まり、その後もう一方の眼にも出現します。

年齢別には5歳以下に多くみられます。

季節によらず、年間を通じて発生しますが、6月頃から徐々に増えはじめ7～8月にピークになります。学校保健安全法施行規則では、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止と定められています。

3 咽頭結膜熱の感染予防

患者との密接な接触を避けること、流行時には、うがいと石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾性手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。

器具には、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。

プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。

4 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第51週 (12/18～12/24)	第52週 (12/25～12/31)	第1週 (1/1～1/7)	第2週 (1/8～1/14)	第3週 (1/15～1/21)
釧路保健所	14(2.00)	8(1.14)	5(0.71)	13(1.86)	23(3.29)
全道	1,057(7.55)	841(6.09)	511(3.81)	469(3.37)	464(3.34)
全国	10,413(3.31)	8,172(2.65)	4,524(1.46)	4,522(1.44)	4,001(1.28)

※第3週の患者報告数は速報値

なお、感染状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/weekunitinfection.html>)

(2) 咽頭結膜熱警報とは

【発令基準】警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で3人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児科定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。